

非常勤職員（期間業務職員）の公募情報

人事院事務総局人材局試験専門官室

1 公募職種

人事院事務総局人材局試験専門官室の非常勤職員（期間業務職員） 1名

勤務地：東京都港区虎ノ門2丁目

2 職務内容

- (1) 国家公務員採用試験の試験問題案(基礎能力試験、総合・政策論文試験、作文試験)の作成
- (2) 試験問題案の検討、資料との照合及び解き直し
- (3) 論文試験等の評定、人物試験の試験官等の評定・評価
- (4) 印刷原稿の校正確認
- (5) Excel などを用いた試験問題案及び試験実施結果の分析
- (6) 予備問題の編集
- (7) 過去の出題記録の管理（記録の電子化・データベース編集など）
- (8) 文書の読み合わせの他、他職員への助言、援助、協力

3 応募資格

- (1) 国の機関、地方公共団体、国立大学法人等において試験問題の作成、検討、分析に係る業務に従事した経験を通算10年以上有すること。
- (2) Excel の関数を用いて試験問題案のパターン検証や試験実施結果の分析が行えること。
- (3) 高等教育機関において、自然科学分野の課程を修了した方を優遇する。
- (4) 本人又はその親族（本人が扶養する親族又は本人と同居する親族）が人事院の行う試験を受験する予定がないこと。（国家公務員採用試験の作題に係る業務を担当することから、試験の公正性確保のため課す要件となります。）
- (5) 日本国籍を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

- ① 国家公務員法第38条に規定される以下の項目に該当する者
 - ・ 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政

党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ② 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 任用予定期間

令和 8 年 6 月 24 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

採用日から 1 箇月間は、条件付採用期間となります。その間の勤務成績が良好なときに正式採用になります。任用予定期間後、勤務成績が良好など一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

5 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務日

月曜日から金曜日（休日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。）

(2) 勤務時間

原則、9 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 18 時 15 分まで（休憩時間：12 時から 13 時）

6 休暇・休業等

(1) 年次休暇

付与なし。

(2) 年次休暇以外の休暇等【※は任期等に応じて取得可能】

年次休暇以外の休暇等として事情に応じた有給・無給の休暇等があります。主なものは以下のとおりです。

有給休暇：私傷病※、公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、交通機関の事故等による出勤困難、災害等による危険回避、忌引、結婚休暇、夏季休暇※、出生サポート休暇※、産前、産後、配偶者出産休暇（男性のみ）※、育児参加休暇（男性のみ）※、保育時間、子の看護等休暇※、短期介護※、骨髄等ドナー

無給休暇等：介護休暇※、介護時間※、生理日の就業困難、妊産疾病、公務上傷病、通勤上傷病、育児休業※、育児時間※

7 給与等

(1) 月例給与

次に定める条件を基礎として、勤務実績に応じて月例給与を支給します。

- ① 日額：大卒程度 12,555 円（7 時間 45 分を勤務した場合）

ただし、法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定（増額又は減額）

する場合があります。

- ② 通勤手当：雇用期間に応じ、当方の規定に定める通用期間に係る定期券等の額
- ③ 超過勤務手当：25%等の所定の率を割り増した1時間当たりの給与額に超過勤務時間数を乗じた額
- ④ 支給日は、毎月16日（土日等の場合は前後の日）。

なお、給与期間は月の初日から末日までの間の実績に基づき翌月払いのため、令和8年6月から勤務を開始した場合、最初の給与支給日は7月16日。

(2) その他

(1)の給与等からは、所得税や社会保険料等を控除します。
給与等の支払いは、口座振込のみです。

8 社会保険・災害補償

(1) 社会保険

任用期間等の要件により、国家公務員共済組合の組合員（長期組合員及び短期組合員）の資格を取得することができません。

このため、社会保険につきましては、勤務条件に応じて健康保険（協会けんぽ等）及び厚生年金保険の適用、または国民健康保険及び国民年金への加入が必要となります。

(2) 雇用保険

雇用保険の被保険者に該当します。

(3) 災害補償

公務災害及び通勤災害による負傷等は、国家公務員災害補償法に基づく補償の対象に該当します。

9 服務規律等

国家公務員として業務に従事するため、職務遂行に当たっては国家公務員法等に定める義務等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、倫理保持等）を遵守します。

10 選考・応募方法

(1) 選考

第1次選考：履歴書（写真貼付）及び職務経歴書による書類選考

※ 第1次選考結果は、6月15日（月）までに御連絡いたします。

第2次選考：書類選考通過者に対し、面接選考

※ 面接選考は6月16日（火）から6月17日（水）の間で実施（予定）

※ 面接選考結果の連絡は6月18日（木）以降

(2) 応募方法

履歴書（要顔写真貼付）及び職務経歴書を下記宛先に電子メールにより御提出ください。提出に当たっては、応募書類をPDFファイルに変換し、次のとおりとしてください。

メール件名：非常勤職員応募（氏名）

ファイル名：【氏名】履歴書、【氏名】職務経歴書

(3) 応募期限

令和8年6月14日（日）まで

(4) 応募書類の取扱い

応募された書類の秘密は厳守し、当課において責任をもって処分するため、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

【担当】 人事院事務総局人材局試験専門官室（基準部門）総務担当 吉田・齋藤

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

電話：03-3581-5327（直通）

メールアドレス：kijunbumon-fb52▲jinji.go.jp

※ メールを送付する際は、▲を@に変更してください。